

総務大臣 片山 虎之助 殿

統計審議会会長 竹内 啓

諮問第 263 号の答申（二）  
特定サービス産業実態調査の改正について

本審議会は、特定サービス産業実態調査（指定統計第 113 号を作成するための調査）の改正について、調査対象業種及びその調査周期の枠組み設定、調査対象地域及び調査方法の変更、調査対象業種の上位分類である「ビジネス支援産業」に属する調査対象業種等に係る計画に関して、既に諮問第 263 号の答申（一）として答申（平成 12 年 6 月 16 日付け統審議第 24 号）したところである。今般、同答申（一）において、具体的な計画が作成された段階で、その計画について改めて審議することとされた「娯楽関連産業」及び「教養・生活関連産業」に属する調査対象業種に係る計画について、諮問第 242 号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言等を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画

(1) 調査対象業種

調査対象業種については、最近の産業構造及びサービス産業に対する需要構造の変化を踏まえ、経済産業省所管のサービス産業を中心として、その活動実態を適時、的確に把握するため、平成 13 年調査以降は、調査対象業種の上位分類である「娯楽関連産業」において、「映画館」、「ゴルフ場」、「遊園地・テーマパーク」等の 8 業種を選定し、また、平成 14 年調査以降は、同様に上位分類である「教養・生活関連産業」において、「クレジットカード業」、「外国語会話教室」、「エステティック業」等の 7 業種を選定し、各々の分類ごとの業種を 3 年に 1 回調査する計画である。

今回の改正計画では、具体的な調査対象業種を選定に当たっては、「一定の産業基盤を有しているもの」、「国民生活に及ぼす影響が大きいもの」、「サービス活動の定義が明確であり、新聞等で業種として扱われ、社会通念上共通の認識が持たれているもの」、「行政上、一定の周期で実態把握を必要とする業種であること」等の 8 条件を設定して、当該条件を満たすものを選定することとしている。

また、調査対象業種のうち、今回、新たに対象となる「エステティック業」については、サービス産業として近年着実に成長してきている中、消費者保護の適切な対応等サービス活動の実態を把握する行政上のニーズも高まっていることも踏まえ、調査対象業種として追加することとしている。

これについては、調査対象業種選定の考え方が明確なものとなっており、これにより、本調査の目的に適する業種が選定されていること、サービス産業施策の基礎資料の充実が図られるとともに、「統計行政の新中・長期構想」の提言に沿って、消費者向けサービスを適時、的確に把握していくため、本調査において供給側からの把握の充実を図るものであることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、調査対象業種の定義については、日本標準産業分類上は明確となっているが、本調査はアクティビティベースの調査であり、副次的な業種である場合も調査客体となる。このため、調査客体の選定については、主業種について、本調査の名簿と事業所・企業統計調査（指定統計第2号を作成するための調査）の名簿を突合し、調査客体の捕捉を行い、加えて、副次的な業種についても関係団体名簿等を用いて捕捉を行うとしているが、関係団体名簿等を用いて捕捉を行う際は、当該業種の定義に照らして、調査客体を的確に選定する必要がある。

また、調査客体によっては複数の調査対象業種を営んでいる場合があることから、統計調査員が調査票を配布する際、調査対象業種について誤解が生じないように、調査の手引において、その定義・範囲を明確にしておくことが必要である。

なお、調査対象業種選定の考え方については、調査報告書等に記載する場合は、利用者にその意味が明確になるよう、表現を工夫する必要がある。

## (2) 調査事項

調査事項については、サービス産業施策上のニーズを踏まえるとともに、業種間比較が可能となるよう、「従業者数」、「営業費用及び営業用有形固定資産取得額」等の把握の充実を図る一方、報告者負担の軽減に資するため、「業務の開始年」、「事業経営の現状等」を削除する等の見直しを行う計画である。

これについては、「ビジネス支援産業」に属する調査対象業種及び毎年調査業種に係る調査事項と同様、サービス産業施策における活用を始めとして、国民経済計算、産業連関表等のマクロ指標作成における付加価値額推計の充実に資するとともに、調査全体として調査事項の縮減がなされ、報告者負担の軽減に資するものであり、適当と認められる。

なお、サービス業務種類別の内訳等各調査対象業種に特有な調査事項については、今後とも、サービス活動の実態が適時、的確に把握できる調査事項となるよう、留意していく必要がある。

また、平成6年及び平成11年のサービス業基本調査（指定統計第117号を作成するための調査）の実施に当たり調整した結果設定された「業務の開始年」、「事業所の開設形態」等の調査事項については、今回、削除等を行う計画である。「娯楽関連産業」に属する調査対象業種については、諮問第263号の答申（一）における調査対象業種及びその調査周期の枠組みに基づき、次回調査が平成16年に実施されることになるため、これらの調査事項の取扱いについては、平成16年に実施が予定されるサービス業基本調査との重複調整の観点から、別途検討が必要である。

## (3) 集計様式

集計様式については、総合統計表（全国集計表）又は都道府県別統計表において、調査対象業種及び調査事項の変更に応じた集計事項の追加、修正等を行う計画であり、こ

れにより、「ビジネス支援産業」に属する調査対象業種及び毎年調査業種に係る集計事項と同様、サービス供給活動の実態が適時、的確に明らかになることから、適当と認められる。

## 2 今後の課題

「娯楽関連産業」及び「教養・生活関連産業」に属する調査対象業種については、調査対象業種選定の条件に基づき、業種が選定されているが、「パチンコホール」等小規模で事業所数が多いサービス産業については、構造を明らかにするという目的に即して全数調査を前提としている本調査においては調査に要する総費用が高くなること、また、調査対象業種選定の条件のうち、「業種内でサービスの種類又は活動の形態が多岐にわたっているもの」、「事業所の規模の分布が小規模から大規模に広く分布しているもの」等の条件を満たしていないことから、今回の改正計画では、調査対象業種に選定されていない。

しかしながら、小規模で事業所数が多いサービス産業については、「統計行政の新中・長期構想」で提言された消費者向けサービスを適時、的確に把握する観点から、調査対象業種選定の条件すべてを満たしていなくても、「一定の産業基盤を有しているもの」、「国民生活に及ぼす影響が大きいもの」等の条件に照らし、調査の必要性が高まった場合には、調査の効率的実施を図る観点から調査対象業種に属する事業所の一部を調査する部分調査を導入することを含め、このようなサービス産業に対する調査実施について検討する必要がある。